

常任委員会の審査報告

総務市民常任委員会

二本松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、一般会計補正予算について

○二本松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

意見 職員が休暇を取得しやすく改正することは評価できる。積極的に活用しながら職務に励んで欲しい。

○令和6年度二本松市一般会計補正予算

問 繰越明許費補正の要因となった、道の駅「ふくしま東和」管理運営経費の実施設計等業務委託料について、基本設計からの変更内容は。

答 広場に改修予定であった駐車場を残すこと、屋内物販部分の拡張及び建物を連結する通路を設置することの3点である。



机上審査の様子

産業建設常任委員会

二本松市中小企業・小規模企業振興基本条例制定について、一般会計補正予算について

○二本松市中小企業・小規模企業振興基本条例制定について

問 条例制定における市内の中小企業・小規模企業の範囲は。

答 中小企業基本法第2条に規定のある企業者が該当し、市内事業所のほとんどが当該規定の範囲内にあると認識している。

意見 今回の条例制定が、関係各所の連携強化、本市経済の活性化及び発展につながるよう取り組んで欲しい。

○令和6年度二本松市一般会計補正予算

(霞ヶ城公園管理経費)

問 今回、補助事業が不採択となった散策路の整備については、次年度以降どのように対応していくのか。

答 今回整備しようとした散策路は、既存のものに追加して別経路の散策路を整備するものであるため、緊急性の面で優先順位が低いことから不採択となった。次年度以降は、県内の動向を注視し、適切な申請時期を検討して進めていく予定である。



机上審査の様子

文教福祉常任委員会

二本松市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例制定について 二本松市非常勤の学校医等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○二本松市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例制定について

問 こども誰でも通園制度の申請方法は。

答 今後、国が総合的なシステムを立ち上げ、希望者は、スマートフォンなどで施設の空き状況等を見ながら申込みができる予定。

意見 市民のニーズや保育士の不足状況等をしっかり把握し、市民への周知徹底を図りながら事業を推進してほしい。

○二本松市非常勤の学校医等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

問 引き上げ後の学校医等の報酬額は、他自治体等と比較してどの程度の水準か。

答 現在の額は県の平均より低い水準だが、引き上げ後は県の平均と同程度になる見込み。

意見 学校医等の報酬額の引き上げは、近年の物価高などを考慮すると妥当な措置であると考えられる。引き続き学校医等の方には、子どもたちの健康維持・増進のために尽力してほしい。



机上審査の様子